

2011年11月9日 全7頁

IASB、「投資会社」の公開草案を公表

資本市場調査部制度調査課
鳥毛 拓馬

被投資会社は連結せず公正価値で測定

[要約]

- 2011年8月25日に、国際会計基準審議会（以下、IASB）は、「投資会社」（Investment Entities）の公開草案を公表した。これは、2011年5月12日に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」の例外処理を提案するものである。
- 公開草案では、「投資会社」に該当する場合、支配する投資先を連結せず、当該投資先に対する投資を、当期純利益を通じて、IFRS第9号「金融商品」に従って、公正価値で測定することを提案している。
- もっとも、投資会社の親会社が、投資会社でなければ（証券会社や銀行などであれば）、当該親会社は、投資会社及び投資会社に支配されている被投資会社を連結することを提案している。
- IASBはコメントを求めており、その期限は2012年1月5日である。IASBは、最終基準を2012年後半に公表することになっている。

はじめに

- 2011年8月25日に、国際会計基準審議会（以下、IASB）は、「投資会社」（Investment Entities）の公開草案（以下、公開草案）を公表した。これは、2011年5月12日に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」の会計処理の要求事項が免除される別個の種類会社としての、「投資会社」の定義を提案するものである。
- IFRS第10号では、投資会社が投資をしている会社を支配している場合には、連結を要求している。
- しかし、利用者を含む多くの関係者から、投資会社が支配している会社の連結は、公正価値測定より得られる情報ほどには有用な情報を提供しないとの懸念が示されており、今般の公開草案は、その懸念に対処するものである。
- IASBは公開草案に関してコメントを求めており、その期限は2012年1月5日である。
- このプロジェクトは、IASBと米国の基準設定主体である財務会計基準審議会（以下、FASB）が共同で取り組んでおり、両審議会の提案はおおむね一致している。
- なお、FASBも、2011年10月21日に公開草案を公表している。
- 本稿では、公開草案について概説するものである。

1. 目的

- 公開草案の目的は、(a)会社が投資会社であるための判定基準を規定すること、(b)投資会社の投資に対する会計方法を規定すること、としている。
- 提案は、採用されれば、IFRS 第 10 号に組込まれることとなる。

2. 投資会社

- 公開草案では、投資会社とは、以下の (1) ~ (6) の基準のすべてを満たす会社としている。

(1) 投資活動の性質

- 会社の唯一の実質的な活動が、資本増価、投資収益(配当または利子など)、あるいはその両方を得るために複数に投資している。
- 投資会社は原則として、投資活動に係るもの以外に重要な資産または負債を有さない。

(2) 事業目的

- 会社が、投資者に、会社の目的は、資本増価、投資収益(配当または利子など)、あるいはその両方を得るために投資していることを明確に約束している。
- 投資会社の定義を満たすためには、投資の出口戦略が不可欠とされている。

(3) 単位所有持分

- 会社に対する持分が、純資産に対する比例持分である株式またはパートナーシップ持分など投資単位によって表される。

(4) 資金のプール

- 会社への投資者の資金が、投資者が専門的な投資管理から利益を得られるようにプールされている。
- (親会社がある場合は) その親会社と関連のない複数の投資者がおり、これらの投資者の持分を合計すると、会社への重要な所有持分を有していることとされている。
- この要件は、投資会社の親会社がグループ企業の資産をオフバランスにする懸念に対処するために、入れられたものと思われる。
- 例えば、親会社(例えば A 社)が 100%子会社である投資会社(例えば B 社)を保有しているとする。仮にこの要件がない場合、親会社(A 社)は、特定のグループ企業(例えば C 社)の資産をオフバランスにするために、グループ企業(C 社)を子会社(B 社)の投資先にするにより公正価値で測定させることが可能となる。
- 投資会社が、親会社の 100%子会社ではなく、他に重要な所有持分を有する投資家がいれば、このような親会社のオフバランス操作は困難になると考えられたものと思われる。

- もっとも、この要件があることにより、証券会社や銀行あるいはその持株会社（以下、持株会社等）が、自己資金で投資業務（いわゆるプリンシパル投資）を行う子会社（以下、PI 会社）やベンチャー企業に投資する子会社（いわゆるベンチャーキャピタル）を保有する場合で、これら子会社が、持株会社等の 100%子会社に当たる場合、投資会社に該当しないことになる。
- したがって、公開草案によれば、持株会社等の 100%子会社である PI 会社やベンチャーキャピタルは、投資先が PI 会社やベンチャーキャピタルの子会社であれば連結することになり、関連会社であれば持分法を適用することになる。
- なお、この要件に従う場合、ファンド・マネージャーと関連のない単一の投資者がいるファンド、例えばソブリン・ウェルス・ファンドなどは、投資会社として適格とならないこととなる。

（５）公正価値管理

- 会社の投資の実質的にすべてが公正価値ベースで十分に管理され、業績評価されている。
- 企業の活動は、公正価値が投資の財務業績に関する意思決定に使用される主要な測定属性であるとして設けられた要件とされている。

（６）開示

- 会社はその投資活動について投資者に財務情報を提供する。会社は法人である場合もあるが、必ずしも法人である必要はない。

3. 測定

（１）原則

- 公開草案では、「投資会社」に該当する場合、支配する投資先を連結せず、当該投資先に対する投資を、当期純利益を通じて、IFRS 第 9 号「金融商品」に従って、公正価値で測定するとしている。その主な理由は以下のとおりである。

- 投資会社はすべての投資について同様の目的（資本増価、投資収益（配当や利息など）またはその両方）で保有しており、それらの投資を複数の測定基礎で報告することは、財務諸表内での比較可能性を損なう。
- 投資会社の財務諸表利用者は、投資の公正価値とその算定方法が最も有用な情報と考えている。
- 投資会社の投資対象を連結した財務諸表は、投資会社の財政状態、業績、キャッシュフローよりも、投資対象の財政状態、業績、キャッシュフローに焦点を充てるので、財務諸表利用者が、投資会社の財政状態や業績を把握するのを妨げるかもしれない。
- 米国基準など他の一部の会計基準において、類似の例外が設けられてきた。

（２）例外

- もっとも、例外として、投資会社が、投資会社自身の投資活動と関連するサービス（投資顧問業など）

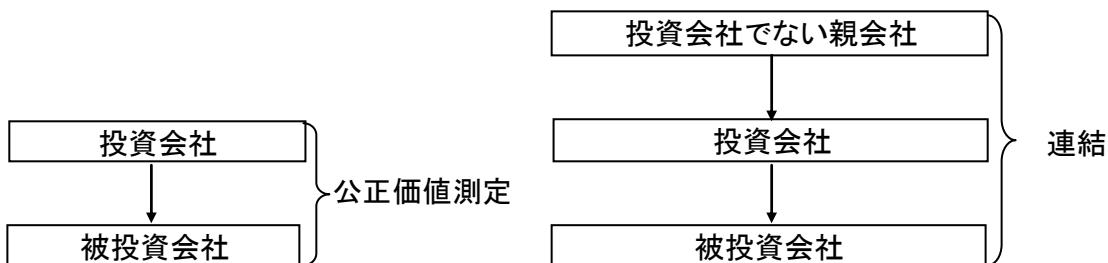
を提供する被投資会社を支配するならば、その被投資会社を連結するとしている。

- また、被投資会社に関連した債務不履行の結果として、担保を支配した投資会社は、他の適用可能なIFRSに従って、そのような資産(及び関連した負債)の会計処理を行うとしている。

(3) 投資会社の親会社

- 投資会社の親会社は、親会社自身が投資会社でなければ、投資会社に支配されている会社を含む全ての子会社を連結するとしている（なお、関連会社はこの場合も公正価値測定）。
- その根拠として、投資会社の親会社が投資会社でない場合、連結財務諸表の作成に際し、本公開草案の提案に従うと、会計上の不整合の可能性や、投資会社でない親会社を有するグループの連結財務諸表において投資会社の会計処理をする際の濫用の可能性があることを懸念している。
- 例えば、投資会社でない親会社が、投資会社である子会社の投資先に資本性金融商品を発行とした場合（例えば、子会社の投資先が最上位の親会社の株式を所有する場合）の適切な会計処理に関して懸念が提起されている(投資会社の会計処理に従うと、その追加的な資本は会社集団の中で保有されているのに、会社集団の自己資本が強化されているように見えてしまうとしている)。
- また、公開草案では、ほとんどの場合、投資会社の親会社は投資会社であり、提案された特別の会計処理が制限されているとしても、たいていは、利用可能であるとしている。
- これに対して、FASBの公開草案では、投資会社の親会社が投資会社でない場合であっても、子会社である投資会社の公正価値測定を連結上、引き継ぐことを提案している。

図表 IASBの公開草案における原則的取り扱い(左図)と投資会社でない親会社の取り扱い(右図)



(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 証券会社や銀行あるいはその持株会社（以下、持株会社等）は、通常、投資会社の要件である、「唯一の実質的な活動が、資本増価、投資収益(配当または利子など)、あるいはその両方を得ること」を満たさないため、上記の図表の、「投資会社でない親会社」に該当する。
- したがって、IASBの公開草案によれば、持株会社等は、投資会社である子会社（例えば、PI会社やベンチャーキャピタル）を保有していたとしても、そのPI会社の投資先やベンチャーキャピタルの投資先（被投資会社）を連結することが求められる。

4. 開示

- 公開草案では、投資会社は、その財務諸表の利用者が、投資活動の性質と財務的影響を評価すること

を可能にするために情報を開示することとしている。

- 投資会社は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IFRS 第 12 号「他の会社に対する持分の開示」、IFRS 第 13 号「公正価値測定」により要求されているディスクロージャーに加えて、以下の情報を開示することとしている。

- ・ 会社の地位の変更がある場合に、会社は注記で地位の変更とその理由を明らかにする。
- ・ 投資会社となった会社は、地位の変化が、表示期間に係る財務諸表に与える影響。
- ・ 投資会社が表示する報告期間の間に、支配している被投資会社に、契約上の義務なしに、財政的支援または他の支援(明示的または黙示的に)を提供したかどうか。
 - ① 提供した支援の種類と金額（財政的支援を得ることについて、投資会社が被投資会社に協力した状況も含めて）
 - ② その支援を提供した理由
- ・ 投資会社が支配している被投資会社に財政的支援または他の支援を提供する現時点での意図
- ・ 支配された被投資会社の投資会社への現金配当あるいは借入金や前払金の返済能力に対する重要な制限の内容・程度

- 開示目的を満たすために、適切となりうる追加的開示の例として、以下を挙げている。

- 表示する各期間にわたって、発行済株式数に基づいて計算した以下の一株あたりの情報
 - ・ 期首における公正価値ベースの純資産や正味投資損益
 - ・ 実現および未実現の利得および損失
 - ・ 投資活動による収益合計
 - ・ 株主への分配
 - ・ 購入プレミアム、償還手数料など
- 平均純資産に対する費用および正味投資収益の比率（計算方法を含む）
- 合計リターン（計算方法を含む）

5. 効力発生日

- 公開草案は、効力発生日を明確にしておらず、その最終決定は、公開草案に対するコメント次第となっている。
- 会社が早期適用する場合には、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、IFRS 第 12 号、および IAS 第 28 号(2011 年に改正される)もまた適用することが求められている。
- なお、最終基準については、2012 年後半に公表されることになっている。

6. 公開草案に対する考察

- 公開草案の中で、今後、多くのコメントが寄せられると思われる論点は、(1) 投資会社に該当するための要件である「資金のプール」に関する点と、(2) 「投資会社の親会社は、親会社自身が投資会社でなけ

れば、投資会社に支配されている会社を含む全ての会社を連結する」としている点である。

(1) 資金のプールの要件

- 資金のプールの要件は、前述のとおり、投資会社に親会社がある場合、その親会社と関連のない複数の投資者が、投資会社の重要な持分を有していることを求めるものである（FASBの公開草案でも同様の要件を求めている）。
- したがって、この要件があることにより、前述のとおり、証券会社、銀行あるいは持株会社の100%子会社は、投資会社に該当しないことになる。
- この要件は、前述のとおり、投資会社の親会社がグループ企業の資産をオフバランスにする等の操作の懸念に対処するために、入れられたものである。
- しかし、事業内容が投資会社としての実態を備えているにもかかわらず、100%子会社である場合には、「投資会社」に該当しないという取り扱いをすることは、逆に事業の実態を反映しない財務諸表を作成することになるのではないか。
- 会計操作的取引を行った場合は、投資会社として取り扱わないとするなどの方法により、IASBの懸念に対処できないか検討する余地はあるように思われる。

(2) 投資会社の親会社の取り扱い

- 投資会社の親会社は、親会社自身が投資会社でなければ、投資会社に支配されている会社を含む全ての子会社を連結するとしている点（なお、前述のとおりFASBの公開草案では、投資会社の親会社が投資会社でない場合であっても、子会社である投資会社の公正価値測定を連結上、引き継ぐことを提案している）について、公開草案では、ほとんどの場合、投資会社の親会社は投資会社であるとされている。
- しかしながら、投資会社の親会社が、証券会社、銀行あるいは持株会社など投資会社でないケースはある。この場合、投資会社の親会社は、被投資会社を連結することになる。
- そもそも、今般の公開草案の主眼は、投資会社の財務諸表の利用者は、投資会社が保有する投資の公正価値を基準として、当該投資会社に対する投資の意思決定を行うのであって、被投資会社が保有する個々の資産や負債がどう使われているかに基づいて、投資の意思決定を行うわけではないという点にある。
- そうだとすると、投資会社の親会社が投資会社でない場合でも、その親会社の財務諸表利用者にとっては、投資会社の公正価値測定を引き継いだ連結財務諸表に基づいて当該親会社に対する投資の意思決定を行う方が、被投資会社を連結した財務諸表に基づいて行うより、公開草案の主眼に合致すると思われる。
- また、親会社が証券会社や銀行あるいはこれらの持株会社など、投資会社でない場合で、かつ、投資会社の投資先（子会社に該当）が事業会社（例えば製造業）であった場合、当該事業会社を連結した財務諸表は、証券会社グループまたは銀行グループの株主から見ると違和感があるのではなかろうか。証券会社グループまたは銀行グループなどの実態を反映した分かり易い財務諸表とは言えないのではないかとと思われる。
- もっとも、例えばある企業が、子会社である投資会社を通じて、同業の会社（子会社に該当）に投資する場合など、投資会社の親会社が投資先と同じ業務を営んでおり、投資会社を通じて事業の拡大を図っている場合などは、連結した方が実態を適切に反映するものと思われる。

-
- したがって、親会社が投資会社でない場合で、親会社の事業内容と投資会社の投資先（子会社）に事業の関連性がある場合などには、連結を求め、そうでない場合は、公正価値測定を引き継ぐことを認めるといったような、柔軟な取扱いを認めることを検討してもよいのではないだろうか。